

第六十六条の表中

第五十条第三項 免許を拒否し、又は保留しようとする場合においては、

当該試験に合格した者は、

当該試験に合格した者にては、

免許を拒否し、又は保留しようとする場合においては、

当該試験に合格した者は、

第五十条第五項 第一項	第五十条第三項 第一項
当該試験に合格した者	当該試験に合格した者

第六十五条第二項

訂正する。
第七十二条第一号中「第四十四条第一項、第四十五条」を「第四十一条第一項」に訂正する。

内閣總理大臣

法制局長官

運輸大臣
昭和二十八年九月二十四日 内閣官房長官 内閣事務官

緒方国務大臣	大達国務大臣
犬養国務大臣	山県国務大臣
岡崎国務大臣	石井国務大臣
小原国務大臣	安藤国務大臣
戸塚国務大臣	大野国務大臣
木村国務大臣	大塚国務大臣

別紙運輸大臣請議通運事業法施行令等の一部を改正する政令案

法 命 局
を審査したが、右は請議のよう閣議決定せられてよいと認める。

政 令 案

通運事業法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十九年九月二十八日

内閣総理大臣

呈案附箋の通り

法制局連第四八号

昭和二十八年九月二二日

交渉責任者 自動車局総務課 山上事務官(電話四一〇五七番)

自總四三四号

昭和二十八年九月二十二日

運輸大臣 石井光次郎

内閣総理大臣 吉田茂殿

道路運送法の一部を改正する法律の施行に伴う等のため、通運事業法施行令等の一部を改正する政令を制定する必要があるから、別紙政令案及び理由を添えて閣議を求める。

政令第三百三号

通運事業法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第三十六条、
道路運送法（昭和二十六年法律第三百八十三号）第三百二十二条、道路交通
事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）第二十条、国家行政組織法
(昭和二十三年法律第三百二十号)第七条第三項及び運輸省設置法（昭和
二十四年法律第三百五十七号）第十七条第二項の規定に基き、この政令を
制定する。

第一条 通運事業法施行令（昭和二十五年政令第三十七号）の一部を次の
よう改正する。

第一条 第二号中「一取扱駅のみについて」を削る。

第一条 第三号を次のように改める。
三 法第七条第一項の規定により行う認可であつて、第一号の規定
により運輸省令で定める取扱駅のみにおける通運事業（以下「甲
事業」という。）、法第二条第一項第三号及び同項第四号の通運

のみを行う通運事業へ以下「乙事業」という。)又は前号の免許に係る通運事業へ以下「丙事業」という。)の譲渡及び譲受に関するものへ甲事業又は乙事業と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業とが、ともに譲渡及び譲受の目的となつてゐる場合における認可を除く。)

第一条第四号を次のように改める。

四 法第七条第二項の規定により行う認可であつて、甲事業、乙事業又は丙事業を經營する法人の合併(甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業を經營する法人に係るもの)を除く。)に関するもの

第一条第八号から第十一号までを次のように改める。

八 法第十一条の規定により行う事業の廃止に関する許可であつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係るもの(甲事業又は乙事業と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業とが、ともに廃止の目的となつてゐる場合における許可を除く。)

九 法第十四条の規定による処分であつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係るもの(甲事業又は乙事業と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業とに關して、ともに処分を行う場合における処分を除く。)

十 法第十五条の規定により行う指定

十一 法第二十条へ法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により行う認可であつて、期間を限定して行う特定の取扱物品についての運賃又は料金の変更に關するもの(次号に規定するものを除く。)

第一条第十一号の次に次の三号を加える。

十二 法第二十条へ法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により行う認可であつて、乙事業又は丙事業の運賃又は料金に關するもの

十三 法第二十一条へ法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により行う認可であつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係

るものへ甲事業又は乙事業の通運約款と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業の通運約款について、ともに認可を行う場合における認可を除く。)

十四 法第二十六条の規定により行う命令へ法第二十七条において準用する場合を含む。)であつて、左に掲げるもの

イ 事業計画の変更に関するもの

ロ 運賃又は料金の変更に関するもの(乙事業、及び丙事業以外の通運事業の運賃又は料金の変更に関するものにあつては、期間を限定して行う特定の取扱物品についての運賃又は料金に係るものに限る。)

ハ 通運約款の変更に関するものであつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係るものへ甲事業又は乙事業の通運約款と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業の通運約款とについて、ともに変更を命ずる場合における命令を除く。)

第二条 道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)の一部を

次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(自動車運送事業に関する職権の委任)

第四条 法第二章及び法第三章に規定する運輸大臣の職権へ国において經營する自動車運送事業及び専用自動車道に係るものと除く。)であつて、左に掲げるものは、陸運局長に委任する。

一 法第七条第一項に規定する確認
二 法第七条第二項の規定による運輸開始の期日又は期間の延期又は伸長

三 法第八条第一項の規定による運賃又は料金へ郵便物の運送料金を除く。)の設定又は変更の認可であつて、左に掲げるものイ 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更のうち運行系統の変更又は停留所の新設、廃止若しくは位置の変更に伴う運賃の設定又は変更に関するもの
ロ 一般乗合旅客自動車運送事業の料金の設定又は変更に関するもの

もの

ハ 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更であつて、定期旅客その他の特殊の旅客又は特殊の区域についての割増又は割引の率の変更に関するものヘイに掲げるものを除く。)

ニ 一般路線貨物自動車運送事業の運賃又は料金の変更の認可であつて、発地及び着地を特定して運送する特定の種類の貨物についての運賃又は料金の変更へ期間を限定して行うものに限る。)にに関するもの

四 法第十一条第一項に規定する運賃及び料金の收受の猶予期間に関する許可

五 法第十二条第一項の規定による運送約款の設定又は変更の認可、法第十八条第一項の規定による事業計画の変更の認可であつて、左に掲げるもの

イ 営業所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関するもの

ロ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更に関するもの

ハ 一年を通じ継続して運輸をするものでないときの運輸をする期間の変更に関するもの

ニ 一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関するもの

ホ 一般路線貨物自動車運送事業の荷扱所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関するもの

七 関する命令

八 法第二十四条の二第一項第二号の許可
九 法第二十四条の二第二項第四号の許可

十 法第三十二条第二項の規定による事業計画に定める業務の確保に関する命令

十一 法第三十四条第一項の規定による命令

十二 法第四十三条の規定による輸送施設の使用の停止の命令

十三 輸送施設の使用の停止の命令をした場合における法第四十三条の二第一項の規定による命令

二 法第三十七条第一項の規定による事業用自動車の貸渡の許可
三 法第四十一条第一項の規定による事業の休止の許可

法第四十三条の二に規定する陸運局長の職權は、都道府県知事に委任する。

第七条に次の二項を加える。
（一）監査部長が委任する。

法第一百二条第三項において準用する法第四十三条の二に規定する

陸運局長の職權は、都道府県知事に委任する。

第三条 道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令第二百六十一号）

の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

法第十八条第一項但書に規定する運輸大臣の職權のうち、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業、一般小型貨物自動車運送事業、免許の期間を限定する一般自動車運送事業及び通運事業法施行令（昭和二十五年政令第十七号）第一条第九号の規定により陸運局長が免許の取消

の権限を有する事業に関するものは、陸運局長に委任する。

第四条 運輸省組織令（昭和二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第六号を第七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 自動車事故による損害賠償の保障に関すること。

第五十七条第十四号中「道路運送審議会」を「自動車運送協議会」に改める。

第五条 運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求められた関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する政令（昭和二十六年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

運輸審議会に出頭を求められた関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する政令

第一条中「、又は道路運送法第一百七条第二項の規定により道路運

十四 自動車を使用して通運事業を經營することの免許を受けた者

又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第十三条の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者に対し

て法第四十六条の規定により行う自動車運送事業の種類及び事業区域の指定

十五 専用自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長

十六 専用自動車道の工事の着手又は完成の期間の伸長

十七 専用自動車道の工事の着手の届出の受理

十八 次項各号に掲げる事項であつて、二以上の都府県の区域及び北海道にあつては二以上の陸運事務所（地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百四十三号）附則第三項の事務所をいう。）の管轄区域にわたる事項に関するもの

十九 一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業、一般小型貨物自動車運送事業又は特定自動車運送事業に関する事項であつて、前各号及び次項に規

定する事項以外のもの（これらの事業と一般乗合旅客自動車運送事業又は一般路線貨物自動車運送事業とが、ともに譲渡及び譲受の目的となつてゐる場合における譲渡及び譲受の認可並びに一般乗合旅客自動車運送事業又は一般路線貨物自動車運送事業を經營する法人に係る合併の認可を除く。）
二十 法第四条第四項の規定により免許の期間を限定する自動車運送事業に関する事項であつて、前各号及び次項に規定する事項以外のもの（法第二章に規定する運輸大臣の職権（国において經營する自動車運送事業に係るもの）を除く。）であつて、左に掲げるものを（前項第十八号に掲げるものを除く。）は、都道府県知事に委任する。

一 法第十八条第一項の規定による事業計画の変更の認可（前項第六号に掲げるもの及び専用自動車道に関するもの）を除く。）又は三同条第三項に規定する事業計画の変更に係る届出（専用自動車道に関するものを除く。）の受理

送審議会に」を削る。

附 則

この政令は、昭和二十八年十月一日から施行する。

運輸大臣
内閣総理大臣

理由

道路運送法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百六十八号）の施行に伴い、並びに通運事業法、道路運送法及び道路交通事業抵当法の円滑な施行を図るため、これらの法律の規定による運輸大臣又は陸運局長の職権の一部を陸運局長又は都道府県知事に委任する等の必要があるからである。

通運事業法施行令及び道路運送法施行令の一部を
改正する政令案の引用条文及び参照条文

運輸省自動車局

目 次

- 一、通運事業法 抄 (156)
二、通運事業法 抄 (658)
三、道路運送法 抄 (95)
四、道路運送法施行規則 抄 (25)
五、道路交通事業抵當法 抄 (29)
六、道路交通事業抵當法施行令 抄 (28)
七、國家行政組織法 抄 (24)
八、運輸省設置法 抄 (156)
九、運輸省組織令 抄 (35)
十、運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を命ぜられた關係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する政令 抄 (36)
十一、地方自治法 抄 (36)

十二、地方自治法 抄 (36)

(37 5 37)

通運事業法施行令及び道路運送法施行令の一部を改正する政令条文の引用条文及び参考条文

一、通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)抄

第一章 総則

(定義) 第二条 この法律で、「通運」とは、他人の需要に応じてする方に掲げる行為をいう。

- 一、自己の名をもつてする鉄道、軌道及び日本国有鉄道の至るところの航路を含む。以下同じ。
二、じのによる物品運送の取次又は運送物品の鉄道からの受取
三、鉄道により運送される物品の他人の名をもつてする鉄道への託送又は鉄道からの受取

取

- 三、鉄道により運送される物品の集貨又は配達へ海におけるものを除く。
四、鉄道により運送される物品の鉄道の車両へ日本国有鉄道の至るところの航路の船舶を含

も。)への積込又は取卸

五 鉄道を利用してする物品の運送

二 この法律で、「通運事業」とは、営利を目的とするしないと問わず、通運を行う

事業へ國の行う郵便の事業を除く。)をいう。

事業へ國の行う郵便の事業を除く。)をいう。

第二章 通運事業

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第十七条 通運事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但

二 通運事業を行う法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但
し、通運事業を經營する法人と通運事業を經營しない法人が合併する場合において、通運事
業を經營する法人が存続するときは、この限りでない。

(事業の停止及び廢止)

第十八条 通運事業者は、通運事業の全部又は一部を停止し、又は廢止しようとすることは、
運輸大臣の許可を受ければなければならない。

2

運輸大臣の許可を受ければなければならない。

許を受けた者とみなす。

(運賃及び料金)

第二十条 通運事業者は、通運事業の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

二 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

- 一 能率的な經營の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。
- 二 特定の荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

2 運賃及び料金は、集貨、配達、取扱、積込、取卸その他の業務の種別について定額をもつて明確に定められなければならない。

(通運約款)

第二十一条 通運事業者は、通運約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも同様とする。

4

ない。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならぬ。

1 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

2 少くとも物品の受取及び引渡、運賃及び料金の收受並びに通運事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

(事業改善の命令)

第二十二条 運輸大臣は、通運事業者の事業について公衆の利便を阻害する事実があると認めるときは、通運事業者に対し、左に掲げる事項を命ぜることができる。

- 1 事業計画を変更すること。
- 2 運賃、料金又は通運約款を変更すること。

(附帯業務)

第二十三条 オニヤニ十九条からオニ二十二条まで及び前条の規定は、通運事業者が通運事業に附帯して行う物品の荷造、保管及び仕分、代金の取立及び立替その他通常通運事業に附帯する業務

について準用する。

第四章 雜則

(取扱の委任)

第三十一条 この法律に規定する運輸大臣の取扱の一部であつて政令で定めるものは、陸運局長が行う。

二 通運事業法施行令(昭和二十二年政令第十七号)抄

第一条 通運事業法(以下「法」という。)に規定する運輸大臣の取扱で左に掲げるものは、陸運局長が行う。

一 法第十四条の規定により行う免許であつて、貨物発着総トン数を考慮して運輸省令で定める取扱駅のみにおいて行う通運又は法第二条第一項第3号及び同項第4号の通運のみの通運に関するもの

6

二 法第十四条の規定により行う免許であつて、一取扱駅のみについて荷主、取扱物品の種類及び作業場所を限定して行うもの

三 法第七条第一項の規定により行う認可であつて、第一号の規定により運輸省令で定める取扱駅における通運事業、法第二条第一項第3号及び同項第4号の通運のみを行う通運事業又は前号の規定により陸運局長が行う法第十四条の免許を受けた者の当該免許に係る通運事業の譲渡及び譲受に関するもの

四 法第七条第二項の規定により行う認可であつて、第一号又は第二号の規定により陸運局長が行う法第十四条の免許を受けた法人の合併(運輸大臣が自ら行う法第十四条の免許を受けている法人が合併により消滅する場合の合併を除く。)に関するもの

五 法第八条、法第十二条又は法第十三条の規定により行う認可
六 法第十八条の規定により行う許可であつて、貨物発着総トン数を考慮して運輸省令で定める取扱駅のみにおいて行う通運に関するもの

七 法第十一条の規定により行う許可であつて、事業の休止に関するもの

八 法ダ十一條の規定により行う事業の登記に関する許可、又は法ダニ十一條（法ダニナセ

条において準用する場合を含む。）の規定により行う認可であつて、ダ一號又はダ二號の規

定により陸運局長が行うダ四條の免許を受けた者の当該免許に係るもの

九 法ダナ四條の規定による处分であつて、ダ一號又はダ二號の規定により陸運局長が行う

法ダ四條の免許を受けた者の当該免許又は事業に係るもの

十 法ダ十五條の規定により行う指定

ナ一 法ダニ十六條（法ダニ十七條において準用する場合を含む。）の規定により行う命令（

運賃又は料金の変更に係るものを除く。）であつて、ダ一號又はダニロヲの規定により陸運局

長が行う法ダ四條の免許を受けた者の当該事業に係るもの

三 道路運送法（昭和三十六年法律第百六十九号）抄

第二章 自動車運送事業

（種類）

第三条 自動車運送事業は、一般自動車運送事業及び特定自動車運送事業とする。

二 一般自動車運送事業（特定自動車運送事業以外の自動車運送事業）の種類は、左に掲げる

ものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運

送する一般自動車運送事業）

二 一般貨物自動車運送事業（旅客を運送する一般自動車運送事業であつて、前項及び

次号の自動車運送事業以外のもの）

三 一般乗用旅客自動車運送事業（一時の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切つ

て旅客を運送する一般自動車運送事業）

四 一般路線貨物自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により積合貨物を運

述する一般自動車運送事業)

五 一般区域貨物自動車運送事業(貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、前号及び次号の自動車運送事業以外のもの)

六 一般小型貨物自動車運送事業(最大積載量が運輸省令で定めるトン数以下の自動車のみにより貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、又四号の自動車運送事業以外のもの)

3 特定自動車運送事業(特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客又は貨物を運送する自動

車運送事業)の種類は、左に掲げるものとする。

一 特定旅客自動車運送事業(一定の範囲の旅客を運送する特定自動車運送事業)

二 特定貨物自動車運送事業(一定の範囲の貨物を運送する特定自動車運送事業)

(免許)

第七条 自動車運送事業を經營しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

10-2 自動車運送事業の免許は、路線又は事業区域並びに前条ノニ項各号及びノ三項各号に掲げ

る自動車運送事業の種類について行う。

3 自動車運送事業の免許は、運送の需要者、運送する旅客又は貨物その他業務の範囲を限定

して行うことができる。

4 一時的な需要のための自動車運送事業の免許は、期間を限定して行うことができる。

(運輸開始)

第七条 自動車運送事業の免許を受けた者は、運輸大臣の指定する期日又は期間内に、且つ、運輸省令で定める場合にあっては、当該輸送施設等によつて事業計画に従う業務を行うことができることについて運輸大臣の確認を受け、運輸を開始しなければならない。

天災その他やむを得ない事由により、前項の期日又は期間内に運輸を開始することができないときは、運輸大臣は、申請により、期日を延期し、又は期間を伸長することができる。

(運賃及び料金の認可)

第八条 自動車運送事業者は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしはければならない。

一 能率的な至當の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

三 旅客又は貨物の運賃及び料金を負担する能力にかんがみ、旅客又は荷主が当該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること。

四 他の自動車運送事業者との間に不当な競争をひきおこすこととなるおそれがないものであること。

五 運賃及び料金が対距离による場合であつて、運輸大臣がその算定の基礎とはる距離を定めたときは、これによるものであること。

3 ダ一項の運賃及び料金は、確定額をもつて定められなければならない。但し、一般乗合旅客・自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の自動車運送事業のうち運輸大臣の指定する種類については、最高額及び最低額をもつてこれに代えることができる。

(事業計画の変更)

第十八条 自動車運送事業者は、事業計画を変更しようとするとときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。但し、営業所の名稱その他運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 第十八条の規定は、前項の認可について準用する。

3 自動車運送事業者は、ダ一項但書の事項について事業計画を変更したときは、運輸大臣に届け出なければならない。

(事業計画に定める業務の確保)

第十九条 自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならぬ。

2 運輸大臣は、自動車運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

13 一 路線により運送する貨物の集貨及び配達

第二十三条 一般路線貨物自動車運送事業を經營する者（以下「一般路線貨物自動車運送事業者」という。）は、四条の規定にかかわらず、その者が路線により運送する貨物を自動車を使用して集貨し、及び配達することができる。

（禁止行為）

第二十四条 事業区域を定める自動車運送事業を經營する者は、登地及び島地のいずれもがその事業区域外に存する旅客又は貨物の運送をしてはならない。

第二十四条の二 一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。）は、左の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることとが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けたとき。

2 一般区域貨物自動車運送事業を經營する者（以下「一般区域貨物自動車運送事業者」といって「又は一般小型貨物自動車運送事業者」）を經營する者（以下「一般小型貨物自動車運送事業者」といって「又は一般乗合旅客自動車運送事業者によることとが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けたとき。

し）は、左の場合を除き、積合貨物の運送をしてはならない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般路線貨物自動車運送事業者又は鉄道により運送される貨物の集貨又は配達のためにするとき。

三 多数の貨物の集配する場所に発着する貨物の運送であつて、運輸省令で定めるものを行うとき。

四 一般路線貨物自動車運送事業者によることが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けたとき。

（事業改善の命令）
第二十二条 自動車運送事業者は、旅客又は荷主に対し、不当な運送条件によることや他の

その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な發達を阻害する結果を生ずるよう競争をしてはならない。

15 3 自動車運送事業者は、特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

4 運輸大臣は、前三項に規定する行為があるときは、自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、当該自動車運送事業者に対し、ちつがじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしつけねばならない。聴聞に際しては、当該自動車運送事業者に対し、意見を述べ、及び証據を提出する機会を充えらるなければならない。

(運送に関する命令)
第34条 運輸大臣は、当該運送が災害の被助その他公共の福祉を維持するため必要があり、且つ、当該運送を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、自動車運送事業者に付し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき期間、これに使用する自動車及び運送料金を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令ご次条の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要とする補償金の額額が国会の議決を経た予算の金額をこえねば範囲内でこれをしなければならぬ。

16 ない、

(事業用自動車の貸渡)

第37条 自動車運送事業者は、その事業用自動車の貸渡をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、その貸渡によつて公衆の利便を害することとなるおそれがあると認めう場合は除く外、前項の許可をしなければならぬ。

(事業の譲渡及び譲受等)

第39条 自動車運送事業の譲渡及び譲受は運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

自動車運送事業者たる法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、自動車運送事業者たる法人と自動車運送事業を經營しない法人が合併する場合において、自動車運送事業者たる法人が存続するときは、この限りではない。

3 第6条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 自動車運送事業者たる法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設

立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

(事業の休止及び発止)

第41一条 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は発止しようとすることは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

二 運輸大臣は、当該休止又は発止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

三 メ一項の事業の休止の許可是、一年をこえる期間についてすることができる。

四 前二項の規定は、道路又は橋りょうの損壊その他の正当な事由に基く事業の休止又は発止については、適用しない。

五 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は発止しようとするとまゝ、あらかじめ、その旨を管轄所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

(免許の取消等)

18

三三三 運輸大臣は、自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、大箇月以内にあって期間を定めて輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

四 該句に附した条件に違反したこと。

五 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く处分又は免許、許可若しくは理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

六 第4ニタメ第一号、第二号又は第四号に該当することとなつたとき。

七 第4ニタメ第一号、第二号又は第四号に該当することとなつたとき。

八 運輸大臣は、前条の規定により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を命じ、又は該事業用自動車の過路運送車両による自動車検査証を陸運局長に返納し、又は該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取りはずした上、その自動車につれて陸運局長の鎖置を受けるべきことを命ずることができる。

九 本件は、前条に規定する輸送施設の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したとき

の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領収した自動車登録

返付しなければならない。

自動車登録番号標の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り、陸運局の封印の取りつけを受けなければならない。

(自動車の特別)

自動車を使用して通常事業を經營することの免許を受けた者又は通常事業者へ點検法(法律第ニ百四十一号)第十三条の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、メ四条メ一項、メ二十条、メ二十二条、メ二十四条、メ二十九条の二メニ項、メ二十五条、メ三十九条、メ三十三条メ一項メ四号及びメニ項からメ五項まで、メ三十六条メ三十七条、メ四十三条及びメ四十三条の二の規定が適用については、運輸大臣の指定期間及び事業区域について通常事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。

(適用除外)

メ七十九条 国において經營する自動車運送事業及び自動車道事業には、メ四条からメ七十九条まで、メ四十九条からメ五十九条まで、メ五十九条メ一項、メ二項及びメ五項の規定の適用に関する部分を除く。メ七十九条(メ五十九条、メ五十九条メ一項、メ二項及びメ五項の規定の適用に関する部分を除く。)及びメ八十九条(メ五十九条、メ五十九条メ一項、メ二項及びメ五項の規定の適用に関する部分を除く。)及びメ一百二十三条の規定を適用しない。

2 国において經營する自動車運送事業及び自動車道事業について適用される規定中「免許」、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

第七章 自家用自動車の使用

(共同使用の許可)

自家用自家用自動車を共同で使用しようとするとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、自家用自動車の共同使用の態様が自動車運送事業の經營に类似していると認められる場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

(使用の制限及び禁止)

第百二条 運輸大臣は、自家用自動車を使用する者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

- 一 第四条の免許を受けないで、自家用自動車を使用して自動車運送事業を經營したとき。
- 二 第百条の許可を受けないで、自家用自動車を共同の使用に供したとき。
- 三 有償で自家用自動車を運送の用に供したとき（前条第一項但書の場合を除く。）
- 四 前条第二項の許可を受けないで、有償で自家用自動車を貸し渡したとき。
- 五 第三十二条及五項の規定は、運輸大臣が前項の行為をしようとする場合について準用する。
- 六 第四十三条の二の規定は、運輸大臣が第一項の規定により自家用自動車の使用を禁止した場合について準用する。

第八章 自動車運送協議会

22

(自動車運送協議会)

第百三条 自動車運送協議会は、陸運局ごとに、これを置く。

- 1 自動車運送協議会は、陸運局長の諮詢に応じて、自動車運送につき、左に掲げる事項に関する基本的な方針を調査審議すること。
 - 1 一定の区域における適正な供給輸送力の策定その他輸送の需要と供給との調整に関すること。
 - 2 輸送施設の改善に関すること。
 - 3 運賃及び料金の基準に関すること。
 - 4 後業員の服務及び養成に関すること。
 - 5 その他輸送に関する重要な事項
- 2 陸運局長は、前項の規定により自動車運送協議会の答申を受けたときは、その所掌事務の遂行上、これを尊重しなければならぬ。
- 3 自動車運送協議会は、ヤニ項の事項に関する必要と認めるときは、関係行政庁に建議する」と

ができる。

ト 自動車運送協議会は、自動車運送に関する苦情について調査し、陸運局長に意見を述べることができる。

第九章 雜則

(駆逐の委任等)

ル第ニ十二条 この法律に規定する運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣の駆逐の一部は、政令で定めるところにより、左の各号の区分に従い、各々その号の定める下級の行政庁に委任することができる。

一 第二章、第四章、第五章及び第七章に規定する駆逐については陸運局長又は都道府県知事

ニ 第三章に規定する駆逐については、陸運局長又は陸運局長及び都道府県知事、

三 第四十三条の二に規定する陸運局長の駆逐は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

四 道路運送法施行令(昭和二十六年政令第三百五十九号)抄

第二章 駆逐の委任

(自動車運送事業に関する駆逐の委任)

ヤ四条 法メニ章及び法メニ章に規定する運輸大臣の駆逐(國において主掌する自動車運送事業及び専用自動車道に係るものと除く。)で左に掲げるものは、陸運局長に委任する。

- 一 運輸開始の期日又は期間の延期又は伸長
- 二 連賃及び料金の收受の猶予期間の許可

- 三 運送約款の設定又は変更の認可

- 四 事業計画の変更で左に掲げるものの認可

- イ 主たる事務所の位置の変更

- ロ 営業所の新設若しくは廃止又はその位置の変更
- ハ 事業用自動車の種別の変更

ニ 一年を通じ継続して運輸をするものでないときの運輸とする期間の変更

ホ 一般乗合旅客自動車運送事業の停泊所の新設若しくは廃止又はその位置の変更

ヘ 一般路線貨物自動車運送事業の荷扱所の新設若しくは廃止又はその位置の変更

ト 通運事業法(昭和二十四年法律第ニ百四十一号)第十五条の規定により取扱駅の増減

を受けた者が主として鉄道(軌道及び日本国鉄道の至るする範囲を含む。)に乗り換へ

される貨物の集貨配達に使用すべき自動車の数の変更

五 事業計画に定める業務の確保に関する命令

六 法第十三条の規定による事業区域の指定

七 法第十三条第十四項の規定による命令

八 法第十四条第一項の規定による命令

九 自動車を用いて運送事業を經營することの免許を受けた者又は通運事業者(以下規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者に対して法第十四条第一項の規定による新規免許を受けた者を除く。)に

より行う自動車運送事業の種類及び事業区域の指定

十 専用自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長

十一 専用自動車道の工事の着手又は完成の期間の伸長

十二 専用自動車道の工事の着手の届出の受理

十三 一般乗用旅客自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業(空港の運送に限定する

ものに限る。)、一般小型貨物自動車運送事業及び特定自動車運送事業に関する事項で、前各号及び次項各号に掲げる事項以外のもの

十四 法第十四条第十四項の規定により免許の期間を限定する自動車運送事業に関する事項で、前各号及び次項各号に掲げる事項以外のもの

十五 次項に規定する事項で二以上の都府県の区域及び北海道にあつては二以上の陸運事業者(地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百四十三号)附則第十三項の事項をいう。)の管轄区域にわたるもの

十六 章に規定する運輸大臣の取扱(国において經營する自動車運送事業及び専用自動車

に係るものと除く。)てたに掲げるもののうち前項(第十五号を除く。)に規定する事項以外

のものは、都道府県知事に委任する。

- 一 事業計画の変更(専用自動車道に関する事項を除く。)の認可又は事業計画の変更に係る届出の受理
- 二 事業区域外の運送の許可
- 三 事業用自動車の貸渡の許可
- 四 事業の休止の許可

五、自家用自動車の使用に関する取扱の委任

ア、七条、自家用自動車の共同使用の許可に関する法の規定による運輸大臣の取扱は、陸運省長に委任する。

28

(附則第十項)と、第八条第二項中「別紙第七号様式」とあるのは「別紙第七号の二様替えるものとする。
項中「都道府県の長」意見書を「都道府県の長に通知書」に改め、同条第二項中「意見書」を「都道府県の長に通知書」に改め、同条第三項中「当該登録申請書および意見書」を「その登録申請者が税理士であると認めたときはその旨の意見を付して、当該登録申請書および税理士署長の意見

(返納に係る税理士証票の処理)
第二十四条の二 税務署長は、第二十条第二項又は第二十四条第一項の規定により税理士証票の返納を受けた場合又は第二十二条の規定により税理士証票の返還を求めた場合においてその返納を受けたときは、国税庁長官印をまつ消し、該税理士証票を所轄国税局長を経由して、国税庁長官に返付するものとする。

五 道路運送法施行規則(昭和二十六年運令第十五号)抄

オニ章 自動車運送事業

(事業計画)

ア、八条 法第十五条第一項第一号の一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
- 二 事業用自動車の総数、種別、車名、年式
- 三 専用自動車道を開設するものにつては、左に掲げる事項
 - イ 車線数、計画速度、計画重量及び路面の種類(区间により異なるときは、区间ごとに明示すること)。
 - ロ 他の道路、鉄道又は軌道との交叉、位置及び交叉方式
- 四 一年を通じ継続して運輸をするものでないときは、運輸をする期間
- 五 事業用自動車の常用車又は予備車の別

29

六 各運行系統に配置する事業用自動車の種別ごとの数（その所属する営業所を明瞭にすること。）

七 停留所の名称及び位置並びに停留所間の行程

八 運行系統

九 運行系統ごとの運行時刻（運行回数の、いん単位にあつては、運行回数、始発及び終、
次の時刻、運行間隔時間並びに運行所要時間をもつて替えることができる。）

2 法令五条オ一項オ三号の一般貨物旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の
事業計画には、前項オ一号からオ四号までに掲げる事項以外、各営業所下配置する事業用自
動車の数を記載するものとする。

3 法令五条オ一項オ三号の特定旅客自動車運送事業の事業計画には、オ一項オ一二からオ四
号までに掲げる事項を記載するものとする。

4 法令五条オ一項オ三号の一般路線貨物自動車運送事業の事業計画には、オ一項オ一二から
オ四号まで、オ六号以上及びオ八号までに掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
この場合において當年新規については、直営であるかどうかを明らかにするものとする。

30

一 事業用自動車の最大積重量

二 荷役所の名称及び位置

三 運行系統ごとの運行日及び運行回数

四 各営業所において貨物の集荷及び配達に使用する事業用自動車の種別ごとの数

五 通運事業は（昭和二十一年法律令百四十一号）オ十五条の規定により取扱取扱指定を受
けた者にあつては、主として鉄道（軌道及び日本国有鉄道の経営する航路を含む。）により
運送される貨物の集荷配達に使用すべき自動車の数
6 法令五条オ一項オ三号の一般小型貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業
計画には、オ一項オ一号からオ四号まで及びオ四項オ一号に掲げる事項を記載す。

(事業計画の変更・届出等)

オ十四条 法第十一条第一項但書の軽微な事項は、路線を定める自動車運送事業の事業用自動車の大さく又は重量の増加を伴う事項を除き、左の通りとする。

車の大きさ又は重量の増加を伴う事項を除き、左の通りとする。

一 主たる事務所、営業所、停留所又は荷扱所の名称

二 営業所ドット、直営であるかどうかを別

三 事業用自動車の車名、年式、最大積載量又は常用車若しくは予備車の別

2 前条の規定は、法第十一条第三項の規定による事業計画の変更・届出ドットにて準用する。

3 自動車運送事業の免許又は事業用自動車の貸渡、事業の整理、受委託、事業の休止若しくは廃止の許可又は運輸に関する協定、事業者の譲渡及び譲受、合併若しくは相続による事業統統、認可を申請しようとする者は、リモテの免許、許可又は認可に伴って事業計画を変更しようとするときは、それそれの申請書に変更しようとする事項を記載した書類並びにその新規を付照した書類及び図面を添付することにより、その変更の認可又は届出ドット開する手續を省略することができます。

六 道路交通事業者抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）抄

(職权の委任)

オ二十一条 この法律に規定する運輸大臣の職权の一部は、政令で定めることにようり、陸運局長に委任することが得られる。

七 道路交通事業者抵当法施行令（昭和二十七年政令第二百六十号）抄

オ二条 法第十一条第一項但書に規定する運輸大臣の職权のうち、一般乗用旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業（靈柩の運送に限定するものに限る。）、一般小型貨物自動車運送事業、免許の期間を限定する自動車運送事業及び通運事業法施行令（昭和二十五年政令第十七号）第一条の規定により陸運局長が行う免許に係る事業者に限るものは、陸運局長

ト委任する。

八 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百三十号）抄

オ七条オ三項（内部部局及び外局）

前二項の官庁、局及び部の設置並びに所掌事務の範囲は、法律で二点を定め、課（たて）及び他課に準ずるものと含む。以下本項において同じ。）の設置及び所掌事務の範囲は、その法、法律又は規則内に、政令で二点を定める。但し、課を置く場合においては、ニア算上（ニアス）の措置が二点に伴つてなければならぬ。

九 運輸省設置法（昭和二十四年法律百五十七号）抄

（調査等）

オ七条運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるとときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

- 三 関係人又は参考人に對し、出頭を求めてその意見又は報告を徵すること。
- ズ 前項オ三号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令で定めること。

リ、旅費及び手当を請求することができる。

34

十 運輸省組織令（昭和二十七年政令三百九十一号）抄

（財務課）

オ五十九条 財務課においては、左の業務をつかさどる。

- 一 自動車局の所掌に係る事業に関する財務及び税制に関すること。
- 二 自動車運送事業の補償に関すること。
- 三 自動車局の所掌に係る事業の会計の監査に関すること。
- 四 自動車局の所掌に係る事業の運賃及び料金の設定に関する調査及び研究に関すること。
- 五 道路交通事業振興に関すること。
- 六 自動車局の所掌に係る事業の勞務に関すること。
- 七 自動車局の所掌に属する事務に係る中小企業等の振興及び経営の指導に関すること。
- 八 自動車局の所掌に属する事務に係る中小企業等協同組合の定款の認証等に関すること。
- 九 自動車局の所掌に係る事業、財務に関する調査及び統計に関すること。

オ（旅客課） 旅客課にあつては、左の業務をつかさどる。

オ五十九条 旅客課にあつては、左の業務をつかさどる。

十四 道路運送審議会に関すること。

(登録資材課)
オ六十一条(登録資材課においては、左の事務をつかさどる。

八 道路運送車両の使用及び整備の用に供する燃料油脂、タイヤ、ランプ等の需給の調査並びに電力の需給に関すること。

九 道路運送車両、自動車用代替装置及び自動車用助燃装置並びにこれらが用に供する機器等の自動車及び原動機付自転車の製造に関するものとする。)の需給の調査に関すること。

十 一 運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求める小十
關係人又は参考人に支給する旅費及び手当の支拂い
政令(昭和二十六年政令オニ百五十三号)抄

オ一 条 運輸省設置官オニ七条オニ項の規定により運輸審議会に、又は道路運送審議会に、
オニ項の規定により道路運送審議会に出頭を求める小十關係人又は参考人が請求するところ
であります旅費及び手当の額については、この政令の定めるところによる。

36

十二 地方自治法(昭和二十二年法律オ六十七号)抄

附則(昭ニ五・五・四法一四ニ)

3 都道府県知事は、昭和二十四年五月三十日現在において道路運送管理事務所へ新章に属
する事務をこの法律施行の際現にその権限に任ずるものと分掌させるため、改正後的地方自
治法オ百五十八条オニ項からオ三項まで及びオ五項の規定にかかわらず、当分の間、條例で
事務所を置くものとする。